

糸魚川市スポーツ協会 ジュニアスポーツ育成団体活動支援要綱

（目的）

第1条 子どもがスポーツに親しみ活動する場になっている、スポーツ少年団や、ジュニアスポーツクラブ等（以下「ジュニアスポーツ育成団体」という。）の活動を糸魚川市教育委員会と連携して支援することにより、ジュニア世代のスポーツ振興を図る。

（対象）

第2条 この要綱による支援を行う団体は、糸魚川市スポーツ協会加盟団体とする。ただし、法人、NPO団体、または、これに準ずるものが主催する団体は除く。

（団体の認定）

第3条 糸魚川市スポーツ協会の認定を受けようとするジュニアスポーツ育成団体は、スポーツ協会の加盟団体と連携し、加盟団体会長の申請を受けて認定する。

（支援の内容）

第4条 支援の内容は次のとおりとする。

- (1) ジュニアスポーツ育成団体補助金（糸魚川市スポーツ協会補助金交付規程）
- (2) 激励金の交付（糸魚川市スポーツ協会激励金交付規程）
- (3) ジュニア指導者講習会等の開催及び助成（別に定める）
- (4) ジュニア育成大会開催に伴う助成（別に定める）

（交付申請等）

第5条 交付申請等は次のとおりとする。

- (1) ジュニアスポーツ育成団体補助金の交付申請等は、糸魚川市スポーツ協会補助金交付規程による。
- (2) ジュニア指導者講習会助成及びジュニア育成大会開催に伴う助成の交付申請等は、糸魚川市スポーツ協会補助金交付規程第3条から第8条の規定を準用する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

平成24年4月1日一部改正する。

平成31年4月1日一部改正する。

令和2年4月1日一部改正する。

令和6年4月1日一部改正する。

別紙1

○ジュニアスポーツ育成団体認定基準

基準項目	基準内容
組 織	市内に住所を有する小・中学生、指導者、役員、保護者により構成されていること。 ただし、法人、NPO団体、または、これに準ずる者が主催する団体は除く。
会 員 数	小・中学生5名以上（継続的に活動する団体が一時的に5名以下になったと認められるときは、認定できる。
保護者の同意	小・中学生は、保護者の同意を得ていること。
指導者・役員	2名以上かつ小・中学生の会員数を超えないこと。（複数の指導者、役員による運営を行うため。）
会 計	・明確に処理されていること。 ・必要に応じて会計報告を要する。
保 険	小・中学生及び指導者は、全員スポーツ安全保険に加入していること。
そ の 他	上記基準を満たした場合でも、団体の活動形態が登録の趣旨に合致しないと認められる場合は認定をしないこととする。

※ 上記に該当する団体は、施設使用料の減免を受けることができる。

別紙 2

○指導者講習会等の開催及び助成

1 趣旨

ジュニアスポーツ育成団体が活動を行う為に必要な指導者講習や、競技力向上や競技普及を目的とした講習会、研修会を実施すると共に、加盟団体等が行う講習会開催費用への助成を行う。

2 助成の対象経費

講習会等の開催に必要な消耗品及び、講師に対する謝礼、交通費・昼食代とする。

3 助成額

助成額は、20,000円を限度とする。

4 助成制限

助成を行うのは年1回とする。ただし、助成額が限度額に満たない場合は、既助成額との差額に限り2回目以降も助成する。

○ジュニア育成大会開催に伴う助成基準

1 趣旨

ジュニアスポーツ育成団体を対象として、競技力向上を目的として、大会を開催する経費の助成を行う。

ただし、糸魚川市スポーツ協会補助金交付規程の各種大会事業に該当する大会及び他の助成を受けている大会は除く。

2 助成の対象経費

大会の開催に必要な消耗品及び、審判員謝礼・印刷費・通信費とし、食料費は対象としない。

3 助成額

助成額は、30,000円を限度とする。

4 助成制限

助成を行うのは年1回とする。ただし、助成額が限度額に満たない場合は、既助成額との差額に限り2回目以降も助成する。